

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;"><u>豚熱</u>生ワクチン</p> <p>動生剤基準の<u>豚熱</u>生ワクチンの3.4.4、3.4.5、3.5.2及び3.5.3に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;"><u>豚コレラ</u>生ワクチン</p> <p>動生剤基準の<u>豚コレラ</u>生ワクチンの3.4.4、3.4.5、3.5.2及び3.5.3に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p>